

平成 29 年度沖縄県障害者自立支援協議会 議事録

日 時：平成 30 年 2 月 14 日（水）14:00～16:00

場 所：県庁 6 階第 2 特別会議室

出席者：○伊波 剛（社会福祉法人 五和会 相談支援専門員）  
○小浜 ゆかり（NPO 法人 わくわくの会 所長）  
○高良 幸伸（社会福祉法人 沖縄肢体不自由児協会 院長）  
○大城 政之（県立島尻特別支援学校 校長）  
○浦崎 達夫（県教育庁県立学校教育課 主任指導主事）  
○川村 浩樹（沖縄障害者職業センター 所長）  
○吉川 嘉朝（社会福祉法人 若竹福祉会 社会就労センター長）  
○上里 一之（NPO 法人 チーム沖縄 代表）  
○高橋 年男（公益社団法人 沖縄県精神保健福祉会連合会 事務局長）  
○内間 安研（沖縄市 障がい福祉課 課長）  
○石川 博幸（宮古島市障がい福祉課 課長）  
○安村 勤（NPO 法人 名護市障害者関係団体協議会 北部圏域アドバイザー）  
○津波古 悟（NPO 法人 なちゅら福祉ネット 中部圏域アドバイザー）  
○津嘉山 航（株式会社 ゆにばいしがき 八重山圏域アドバイザー）  
○下地 晃次（宮古圏域コラボレーター・宮古圏域アドバイザー大塚氏の代理）  
○金城 弘昌（県子ども生活福祉部 部長）

事務局：障害福祉課 課長 與那嶺 武

地域生活支援班 班長 下地 正人  
主査 仲宗根 理沙  
主査 山城 靖幸  
主査 稲福 由紀子  
主任 銘苺 大悟  
主任 椋野 清史  
主任 仲宗根 由貴野  
主任 新崎 加代子  
計画推進班 班長 又吉 剛  
主査 小橋川 統  
主査 与那嶺 満  
事業指導支援班 班長 名嘉山 尚子  
主査 前川 貴子  
主任 上原 弦

オブザーバー：宮古福祉事務所 所長 野原 勝

- 1 各圏域における平成 29 年度活動報告  
資料 P 4 から P 23 まで事務局から報告
- 2 各部会の活動報告及び平成 30 年度の活動計画
  - (1) 相談支援・人材育成部会について  
資料 P 25 から P 32 まで津波古部会長から報告
  - (2) 療育・教育部会について  
資料 P 33 から P 36 まで小浜部会長から報告
  - (3) 就労支援部会について  
資料 P 37 から P 41 まで津嘉山部会長から報告
  - (4) 住まい・地域支援部会について  
資料 P 42 から P 46 まで安村部会長から報告
  - (5) 権利擁護部会について  
資料 P 47 について、事務局から報告

### 3 意見交換

■（欠席）島村委員からの意見（別添提出資料）を下地班長より代読

#### ■高良委員

P12 の相談支援部会の報告の中で、短期入所が必要な児かどうかを見極めるアセスメントとあるが、どんなアセスメントか。

#### ■津波古委員

中部で短期入所が必要な方々が者も児もかなりいらっしゃるが、短期入所の受け入れ先が不足している実状がある。利用されている方々について実態調査をしてみると、固定で土曜日利用している方や学校の修学旅行が近いため宿泊体験で利用している状況がある。親御さんのニーズをキャッチしてのことと思うが、本来の短期入所、レスパイトを踏まえた時にアセスメント力が問われてくるだろう。アセスメントだけの問題ではなく、親の思いだけを受け止めてしまっている実情もある。

#### ■高良委員

少ない資源を有効活用できるように、優先順位やニーズの整理ということで承知した。

#### ■伊波委員

計画相談支援について国から 30 年度より相談員 1 人あたりの標準件数が 35 件ということで書かれている。35 件という数字を現場の相談員さんがどういう風に受け止めているか確認はまだだが、私も相談業務に携わる中で 35 件をこなすということは難しい状況もあるのではないかと考えている。公的予算がつくと公平性、透明性の観点からしっかりと報告が必要になってくる。現在も、サービス等利用計画を作成する上で本人さんの思いを文章にまとめていくかということで、工夫してやっている相談

員も多い。それに加えて、モニタリングの実施標準期間の見直しでモニタリングが増え、報告書を提出することによって給付を受けることになりプラスになるものの、実質事務の負担も増えるだろう。圏域毎もしくは市町村ごとでしっかり議論していくことが求められると思う。数字をどのように扱うか、ノルマをこなすという風にとらえられるとこわい。1人の当事者の相談を受けるにあたっては、その人がどうゆう生活を送りたいか、どうゆう風に社会参加をしたいかがスタートになる。相談員が目指すものを現場におろしていきながら計画相談が必要だということを伝えていく必要があると思う。県の相談支援・人材育成部会なども連携して計画していきたい、それと併せて相談員が身近で相談できるようなフォローアップできる体制の整備も必要。

#### ■津波古委員

伊波委員の意見については、相談支援・人材育成部会でも大きな課題になりそうなので、ケアマネワーキング等で今後も協議していく予定。中部の実態をみると15件でモニタリングは、いっぱいいっぱいの状態らしい。月の請求（給付）件数上限が30件40件だったとしてもそこまでは生かし切れない状況だろうと把握しているので、ケアマネワーキングで詰めていきたいと思う

モニタリング回数が増えていくというのは、介護保険が導入されてきていることから、障害者部門は、モニタリングが増えたとしても年に4回から5～6回くらいだとみている。そうなる実質は利用者が80名くらいかかえないとペイできないので慎重にケアマネワーキングで議論をしていきたい。

あと1点、介護保険方式になると、意思決定支援の面がすごくおろそかになってしまふと思われるため、ここはなんとか阻止しないとイケない。このケアマネワーキングの中で沖繩のあるべき姿でしっかり議論をしていきたい。

#### ■吉川委員

就労の部門で、各県共通しているかと思うが、特別支援学校を卒業して、就職につながる方については来年度からスタートする就労定着支援のサービスが利用できないような形が示されている。この点についてもこれからいろいろな調整がでてくるだろうと思う。

あわせて、児童養護施設から直接の就職の皆さんが毎年必ずそういう状況でそこででてくるのが住まいの問題。先ほど話があったグループホームに空きがあるというのは僕の感覚として考えられない部分になっている。実際に報酬単価や運営の問題もあると思うが、自分達の法人が運営している通所の事業所に通ってもらう事がグループホームの条件だとか、中には消防とか耐震の問題でグループホームの更新がうけられないということで、今現在指定を受けている所のどれくらいが継続できるかというのが見えていない状況がある。

先ほど平成30年度の調査の話があったということもあるが、この2点について県の方でも少し取りまとめをした上で各圏域や市町村で議論ができる仕組みになるといい。

それぞれの市町村で障害福祉計画を作っていると思うが、そこで見えてくる今後3年間の数字がほんとに微増の数字で、その数字がそれぞれの市町村のニーズの数とは思えない。市町村の問題にはなかなかない現状もあるのではないかな。それぞれの協議会で検討するときに確認するなど連携して実態の調査を行って欲しい。

#### ■安村委員

こういったアンケートをにかけていくか、部会やワーキングでも検討していきたい。

■津嘉山委員

就労定着支援事業は、特支学校を卒業した子は対象とされていない課題はあるが、児童養護施設を卒業して就職された方の支援となった時もそこから対象が埋もれてしまうこともありうる。ナカポツセンターや相談支援事業所とも連携しながら、いろいろとでてくる所があったりする。法改正の部分はこれから議論していかないといけないが、圏域の就労支援部会で取り上げていただき、ご意見を頂いていきたい。

■上里委員

住まいのことに関連して、居住支援サポートの事業の協議会について、民間の居住、残っている資源を活用しなさいという方向での話し合いが横行されているのではと思う。それと併せながら、公営の住宅の門戸を開放してもらいたい。

生活困窮の方や障害者を抱えている家庭においては一日も早く住まいを提供しないといけない環境の人達がたくさんいる。生活保護の中でも、生活扶助の金額としては3万ちょっとの金額だと思うが、その金額で民間の住まいを探しなさいというのは困難だというのが現状。

公的なセーフティーネットという考え方からも、公営の住宅の空き状況を調査し情報を集約して、その中で優先順位が求められる案件があれば、公営住宅を早急に手当てしていくなどの議論も居住支援協議会でしてほしい。

■下地班長

就労定着支援について補足。高等特別支援学校を卒業した後、当該事業を利用できないという課題について前提をお話すると、P70に説明があるが、「就労支援移行等を利用し一般就労に移行した障害者」というふうに書いている。今のお話は就労移行支援等福祉サービスを活用せずにそのまますぐ一般企業に就職してしまうと就労定着支援という新サービスについては活用ができないというスキームになっているという事的前提での話であるが、これについてはナカポツセンター等活用しながらどのような支援ができるかを考えていくことになろうかと思う。圏域での整備の取組ということで考えていかなければいけないかと思っている。

居住支援協議会については、P46の資料を見て欲しい。P46の「住宅確保要配慮者」について、住宅セーフティーネット法という事で、土木建築部の住宅課が所管をして実施していく取組になっている。事務局の方が住宅供給公社にあり、賃貸人が住宅用配慮者の入居を拒まない賃貸住宅という事で、居住拒否をしないという前提で民間のアパートに登録をしてもらってそれを一覧にしているという取組。

居住支援協議会の中では福祉側の要望として伝えていくとともに、こういった制度があるというものも各圏域の中で周知を図っていく取り組みも必要。

4 沖縄県障害福祉計画（第5期）案について

- ① 沖縄県障害福祉計画第5期・沖縄県障害児福祉計画第1期について事務局から報告
- ② 補足・意見交換

■事務局

2月9日から計画に対するパブリックコメントを開始しており、本日の計画と同じ内容となっている。本日の自立支援協議会以降の意見提案については3月9日までにパブリックコメントの手続の中でご意見をお願いしたい。

■ 金城部長

急な資料の提供ということなので、3月9日までにご意見を頂ければ反映させられるとのことであるため、確認とかご意見とかあればよろしくお願ひしたい。

■ 高橋委員

P22の成果目標の17行目の表について。県で1箇所、圏域で5箇所とあるが、那覇市は入っていないのか。

P30の見込の考え方の箇所で、今引きこもりの方について精神保健福祉センターで支援活動しているが、すごい数にのぼっていると伺っている。福祉サービスにつながっていない方々や引きこもりの方達は見込みの中にはどういう風に考えているのか。引きこもりの方の支援について計画の中ではどのあたりに盛り込まれているのかというのを伺ひしたい。

P25・16行目について、計算式が示されているが、これまでだと市町村で目標値をたてて、積み上げていったような作り方だと思うが、計算式にあてはめて県全体の目標値をだすという考え方なのか。例えば離島で社会支援が追い付かない、マンパワーが追いつかないという所に対して反映できる計画がいいのではないかと思う。

この3点について伺ひたい。

■ 事務局

まず1点目、那覇市の設置については、P23にあるとおり那覇市は那覇市で設置する予定をしている。圏域は南部圏域の中に入っている。

次に、P25基盤整備量の質問については、国の基本指針において県全体で算定式を出した後に、市町村ごとの整理、割り振りは県で行うと示されている。これにのっとりP26で市町村毎に示しているところである。

現在精神病院に入院されている方の元々の住所地というのが数字であるためそれを基に、おそらくそれぞれの市町村に戻っていただくということで市町村毎に割り振りを行っている。

■ 高橋委員

0というのがいいのか。せめて1ぐらいにしとかなないとやらなくていいやとならないか。

■ 又吉班長

これについては施策推進協議会でも似たような話があった。県としては、地域移行が多くでたとしても対応できるように支援体制を構築しておかないといけないため、サポートできるように考えている。0以外でという件は検討させて欲しい。

P30の課題については、精神病院の入院患者の地域移行、福祉施設からの地域移行、地域に住んでいる方の高齢化についての課題など、全国的にも課題になっている。

ひきこもりの方については漏れている課題と思われるため、引き続き検討したい。

■ 内間委員

P18のグループホームについて、アンケートの数値からすると市町村として回答がしづらい。沖縄市でも足りていないという実状がある。ぼくらで公的な住宅を作るのは難しく、かなりの件数をもっている民間事業者の活用について勧めているところであるため、このアンケート結果はこちらとしても活用がしづらい。

P22の協議の場について。協議の場として複数あると思うが、市町村で設置できな

ければ、県の圏域での設置ができるとなっていると思うが、市町村でも設置する、できない場合は圏域での協議の場をとると、たくさんの会議に呼ばれることになり、課題の整理が進むのかが懸念される。その辺がどう協議されているのかなという不安がある。市町村で設置するのかどうかについても、さらに市町村との協議が必要だと思う。

P62の関係機関との連携について。医療ケアの問題について、児童の問題について沖縄市でも課題となっており、特別支援協議会でも同様の人が参加をし、年に1～2回開催されているが、課題の提起のみで終わっている実状があり、協議が進まない。

連続性を保つために、連携がとれないかという話をしているところで市町村、圏域、県とあるが、スリム化できないかと思っていて検討してほしい。

特に、協議の場というGHでもサービス毎の定員数、空き状況について他府県で県が公表している事例がある。

サービス提供事業所を探すことに計画が疲弊している現状があり、一生懸命探してやっと見つかったも、セットでやらなくてはいけない生活介護が見つからないという実状やサービス拒否などもあり、計画相談員が疲弊している。サービスの提供状況や空き状況などもHPなどでオープンにしてもらえれば活用していきたいと思うので検討してもらいたい。

#### ■又吉班長

頂いた意見については検討させていただけたらと思う。色々な協議会の必要性が打ち出されているが、国の方で定められているところもあるが、他にも同様な協議会があれば、そこを活用していけばいいのではとは思われる。役割が他にするのも役割があれば抱き合わせで実施し、いろいろな工夫があるかなと思います。各市町村毎の実状などもあると思われるため相談しながらやっていきたいと思います。

#### ■與那嶺課長

障害福祉サービスの利用定員や利用人数など、情報公開については、30年度4月から障害福祉サービス等の情報公表制度が新たに創設される事になっている。その中で公表する情報の中に、都道府県が必要と認める事項というものがあるので、そういったものも活用するなど事業所の方が困らないような形で今後検討したい。

#### ■内間委員

災害時協定などもあり、沖縄市において事業所の方と話しているところであるが、災害がおきた時にすべてのところに連絡するのではなく、その情報を確認するなどして活用できると思われる。是非検討していただきたい。

#### ■吉川委員

P50に記載のある就労移行等連携調整事業について、どのような内容か。

また、児童については今回初めての計画となっているが、児童の短期入所について、者（の計画）と同じ数字が載っているが、現場の感覚では児童が利用できる入所施設が少ないと思う。もう少し実態がわかるような記載の方法がいいかなと思われる。

#### ■又吉班長

P50の就労移行等連携調整事業の内容について、いろんな就労支援を各機関が実施しているという状況もあるため、それらを連携しながら進めたい。例えば一般就労したけどなかなか厳しいということであれば福祉的就労につなげるためのコーディネー

トをする、また福祉的就労でやってきた就労のサポート内容を一般就労へ引き継ぐなど、支援の継続的な流れができればと思う。

■名嘉山班長

さきほど話が出たように平成 30 年度から始まる就労定着移行事業は、特別支援学校を卒業してすぐの方は活用できないことになっているため、そのような方についてこの事業を活用できないかということも検討していきたい。

■金城部長

急な意見聴取ではあったが、また意見や確認したい事があれば、障害福祉課にご連絡をいただけたらと思う。

今年度の協議会は以上をもって終了とさせていただきます。

以上